

裁 決 書

審査申立人 長崎県対馬市厳原町宮谷 7 7 番地
入江 有紀

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 7 年 7 月 4 日付けで提起された同年 5 月 1 8 日執行の対馬市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、長崎県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和 7 年 5 月 2 6 日付けで対馬市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委委員会は同年 6 月 2 4 日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。なお、異議申立書の申立の理由には、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 0 2 条第 1 項に基づく旨の記載があるが、申立の趣旨は、当選の効力に関し不服があるというものであり、申立の理由も、選挙の有効を前提に、開票の再調査を求めるものであって、選挙の効力に関する異議の申出ではなく、当選の効力に関する異議の申出と解される。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。なお、審査申立書の申立の理由には、法第 2 0 2 条第 1 項に基づく旨の記載があるが、異議の申出と同じく、当選の効力に関する審査の申立てと解される。

その理由を審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

- 1 市委委員会が発表した選挙結果によると、申立人は 4 8 9 票を獲得したが、次点で落選し、最下位当選者のすやま荘太郎候補（以下「すやま候補」という。）は 4 9 1 票を獲得し、その差は 2 票であった。
- 2 申立人及び支援者らが開票経過を C A T V（ケーブルテレビ）で見ていたところ、申立人に投票された投票用紙の束（1 束 5 0 票）が 1 2 個あったのを見ていることから、6 0 0 票前後の投票があったと考えられる。
- 3 しかし、市委委員会の説明によると、申立人の票は 5 0 票の束が 8 個、2 0 票の束が 4 個、端数 1 束 9 票で合計 4 8 9 票と確認したとのことであり、一方ですやま候

補の票は、50票の束が9個、20票の束が2個、端数1束1票で合計491票としている。

同じくらいの票数であるにもかかわらず、申立人の20票の束が4個で、すやま候補が20票の束が2個というのも束ね方として不自然であり、20票の束と50票の束の混同が考えられる。

- 4 選挙の投票においては、有効投票か無効投票かの判断、投票数の整理や集計に関して、ヒューマンエラーによるミスが認められることが度々ある。

令和4年10月2日執行の沖縄県うるま市議会議員一般選挙や令和5年4月23日執行の栃木県小山市議会議員一般選挙では、当選者の票の中に無効とすべき票があったことや、無効票や他の候補者の投票とされたもののの中に、次点者の投票とするべきものがあったことが確認され、当選結果が覆っている。

本件においても最下位当選者と次点の申立人との差は僅か2票であることから、少しのことで結果が覆ることがある。

- 5 イリエの「イ」が頭文字の候補者が他にも存在していることから、混同、無効の判断に影響を与えることが考えられる。

したがって、全ての票について、再点検をお願いしたい。

裁決の理由

当委員会は、申立人から提出された審査申立書が適法なものと認められたため、これを受理した。

市委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を求めた。

申立人に対しては、市委員会の弁明書に対する反論書の提出を求めるとともに、申立人から法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和7年9月2日に口頭意見陳述の機会を付与した。

また、本件選挙の選挙長1名、開票事務従事者延べ10名（計数係2名、点検係2名、審査係2名、集計係2名、市委員会書記長1名、市委員会書記1名）、選挙立会人3名に法第212条の規定による証人尋問を行うなど、慎重に審理を行った。

第1 本件審査の申立てに対する市委員会の弁明

申立人の主張はいずれも客観的根拠に欠ける憶測に基づくものであり、正当な理由がないことは明らかであるから、本件審査の申立ては、直ちに棄却されるべきである。

その理由を弁明書に従って要約すれば、次のとおりである。

- 1 申立人は、日本全国の裁判例でヒューマンエラーによる誤りがあると主張して

いるが、本件選挙における開票作業は厳格な二重三重の確認体制のもとで執行されており、自動読み取り分類機による一次分類後、計数係が計数機で票数を2回確認している。

また、各投票束には、決定箋（有効・無効、票数バーコード）（以下「決定箋」という。）が添付され、点検係2名が1票ずつ点検確認を行い、最終的に、選挙立会人4名全員の内容確認を経て、選挙長が最終決定を行っている。

さらに、開票システムへの集計作業においても、2台のパソコンで別々に集計し、2名の職員が随時読み合わせと突合を行い、確実な確認もされていたことから、人的なミスによる集計誤りや票の見落としはない。

- 2 申立人は、開票をテレビ中継で視聴し、申立人の名前の書かれた所に50票を1束にして積まれた束が12個置かれており、束数からすると申立人の票は550票から600票はあったはずである、申立人の得票の一部が数えられなかったと考えられると主張しているが、開票集計システム入力データ一覧表（読込時間順及び候補者別）によれば、申立人の投票は、50票の束が8個、20票の束が4個、端数として1束9票が1個あり、合計13束、総数489票と確認され、これは開票結果と一致し、申立人が主張する1束50票が12個あったとする事実は存在しない。

- 3 20票の束が4個で、最下位当選者が20票の束が2個という束ね方が不自然であり、50票の束と混同されたのではないかという指摘に対する弁明は、次のとおりである。

開票作業は、計数と点検のラインを2列配置して作業を行い、開票作業終盤では、票が50票に満たない状況が発生する。

この際、50票になるまで待ってから束ねると開票作業時間が長引くため、開票事務の効率化を図り、20票を1束として随時計数・点検を行い、選挙立会人4名全員の確認を経て、選挙長が最終決定している。これは、それぞれのラインで束ねる作業が行われるため、各候補者の得票状況により、20票の束の数は変動しており、実際に本件選挙では、20票の束が5個作成された候補者が1名、4個作成された候補者が2名、3個作成された候補者が8名、2個作成された候補者が8名、1個作成された候補者が3名であった。

このように、20票の束が複数存在することは不自然ではなく、開票作業の効率化のために行われる通常の作業プロセスと考えられる。

- 4 申立人は、本件選挙において、166票の無効投票があり、多数出ている。その中には申立人の票と判断できる票があると考えられると主張しているが、無効投票166票について、対馬市誕生以来、同種の対馬市議会議員一般選挙が5回執行されており、その無効投票数は、最大で338票、最小で217票であった。本件選挙における無効投票数166票は、過去最小の無効投票数を下回っており、通常は無効投票数の範囲内であったと認められる。

また、166票の無効投票の内訳は以下のとおりである。

- ① 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの
19票
- ② 2人以上の候補者の氏名を記載したもの 9票
- ③ 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの 7票
- ④ 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの 17票
- ⑤ 白紙投票 55票
- ⑥ 単に雑事を記載したもの 35票
- ⑦ 単に記号、符号を記載したもの 24票

これら無効投票は、選挙立会人4名全員の内容確認を経て、選挙長が決定したものであり、申立人の主張による「申立人の票と判断できる票があると考えられる」というのは推測に過ぎない。

- 5 全国区の選挙においても、1～2票の差により、再度、票を数え直したことで、当選者と次点の候補者の投票数が逆転している例が複数件あると主張し、申立人は沖縄県うるま市や栃木県小山市の選挙における事例を挙げているが、これは本件選挙において開票の効力に影響を及ぼす具体的な証拠とはならない。
- 6 本件選挙において、「イ」で始まる候補者は、申立人「入江有紀」と、他の候補者「糸瀬雅之」の2名のみである。2名とも「イ」で始まるものの、ひらがな、カタカナによる投票では、両名の氏の2文字目からすると（「入江のり」と「糸瀬のト」）、選挙人が誰に投票したかの意思が明確に判断できるもので、有効投票の場合は点検係による二重の確認、それ以外は審査係で、選挙人の意思を尊重し、かつ、実例、判例等を踏まえ有効、無効を判定している。

また、全ての投票は、選挙立会人4名全員の確認を経て、選挙長が最終決定しており、混同、無効の判定に影響を与えることはない。

第2 市委員会の弁明に対する申立人の反論等

市委員会の弁明に対し、申立人から反論書が提出された。さらに、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和7年9月2日に当委員会は、申立人に対して口頭意見陳述の機会を付与した。

- 1 申立人から提出された反論書の主な内容は、次のとおりである。
 - (1) 市委員会の弁明書は、開票日当日の開票事務の経緯を列挙したものであり、票の再検査を実施したものではない。
 - (2) 他自治体において事例こそ少ないものの、票の再確認によって選挙結果が覆ったケースも存在している。こうした前例を踏まえ、選挙の公正性と透明性を確保するためにも、有効票・無効票の一票一票について、改めて厳正な全票検査を実施することを当委員会に対して強く要望する。

2 申立人が行った口頭による意見の陳述の要約は次のとおりである。

(1) 市委員会は、手続きに則り、適正に開票したから間違いはなく、ヒューマンエラー含めて判断、計数上の間違いはないと主張している。これは、異議申出及び当委員会に対する審査申立制度自体不要と述べているに等しい。

沖縄県うるま市議会議員一般選挙、栃木県小山市議会議員一般選挙の例を挙げ、有効・無効の判断、誰に帰属する票か判断が分かれることもあり、手続きは適正に行われたから間違いはないでは通用せず、全ての票の再点検が必要である。

また、選挙は短時間で多くの事務を処理しなければならず、ヒューマンエラーはいつ発生してもおかしくない。

(2) 弁明書において、票の束が12束あったことを認めているが、50票の束が8個、20票の束が4個、端数が9票1個であったことについて、入力データ一覧表を根拠にするだけである。

申立人の票は50票の束が8個、20票の束が4個、端数が1束で9票とされているが、20票の束が4個で50票以上あるにもかかわらず、50票の1束を作らずに、20票の束を4つも作るのがあまりにも不自然である。20票の束4個の中に、50票の束が含まれているのではないか。

また、その票の束ね方の不自然さについて、申立人の疑問に答えていない。

(3) 無効投票については、過去の無効投票数の割合を比較して、その手続きが信用できるからと述べ、再点検の必要性の高い無効投票さえ、再点検、再調査をしていない。

(4) 選挙立会人は自分の関係する候補者の票はしっかりと確認するが、それ以外の候補者については、熱心ではないと言われている。

(5) 投票用紙の束を候補者の氏名が書かれた積載台に置いていくが、置き間違えも多く、元に戻したりする例もあると市の職員から聞いている。

(6) 期日前投票所の1ヶ所において、投票箱に鍵がかけられておらず、朝に期日前投票所へ行った投票立会人が、そのことに気付いたという話も聞いている。

第3 当委員会が認定した事実

市委員会から提出された弁明書及び当委員会が法第212条により行った証人尋問による証言から、次の事実が認められる。

なお、証人尋問については、証言を行うことにつき同意を得られた本件選挙の選挙長1名、開票事務従事者延べ10名（計数係2名、点検係2名、審査係2名、集計係2名、市委員会書記長1名、市委員会書記1名）、選挙立会人3名を対象として令和7年9月2日に当委員会が行ったものである。

1 開票事務の手順等について

本件選挙における開票事務は選挙会と併せて行われ、令和7年5月18日午後8時30分から、対馬市シャインドームみね（対馬市峰町三根353番地）におい

て開始された。市委員会によると、各候補者の得票数については、開票事務要領に基づき、有効投票の点検等が次のとおり行われ、確定された。

(1) 投票箱から取り出された投票用紙は、まず自動読み取り分類機で候補者ごとに仕分けを行い、そこで仕分けられた票が計数係に渡された。

(2) 計数係において、計数機を用いて投票用紙の計数を行い、候補者ごとに50票の束、20票の束、端数の束を作成し、それぞれの票の束には、候補者の氏名及び票数が記載された決定箋が添付され、点検係に渡された。

なお、束の作り方については、開票作業の終盤を除き、まず50票の束を作成し、50票が揃わなくなったら、20票の束を作成する。最後に20票の束も揃わなくなった場合には、端数を作成するという流れであった。

(3) 点検係では、計数係で束ねられた票を1枚1枚めくり、他の候補者の票や疑問票と思われる票が混ざっていないかなどの点検がなされた。また、その点検は必ず2名体制でのダブルチェックが行われた。

(4) 点検係が完全有効票でない投票（不明瞭なものなど）を見つけたときは、点検係の担当において票の方向を変え、その後、点検係の責任者が完全有効票と入れ替えを行い、入れ替えられた完全有効票ではない投票は疑問票として審査係へ渡された。

(5) 点検係2名によるダブルチェックを終えた票は、計数係が再度計数機にかけ、枚数の確認を行った。

(6) 計数係で再度、枚数の確認を行った票は、選挙立会人4名全員がその内容確認を行い、決定箋へ確認印を押印した。その後、選挙長が最終決定を行い、決定箋へ決定印を押印した。

(7) 選挙長の最終決定が終わった票の束は、集計係へ回付された。集計係は、開票集計システムに付属するスキャナで決定箋に印字されたバーコードを読み取り、開票結果の集計が行われた。また、開票集計システムへの集計も2名体制でそれぞれ別々のパソコンに集計を行い、随時読み合わせを行うなどして、数値に誤りがないかの確認が確実に行われた。

2 疑問票の審査及び判定等について

(1) 自動読み取り分類機による投票用紙の分類や、点検係による点検作業等におい

て、候補者の氏名が不明瞭、単に記号、符号を記載したもの等により疑問票とされた全ての投票用紙は、審査係へ回付された。

(2) 疑問票は4人の審査係により、公職選挙法の逐条解説及び一般財団法人地方財務協会が発行している「投・開票事務ノート」を参照のうえ、実例、判例などに留意し、有効・無効を選別された。その後、計数機で計数を行い、束ねられた票に決定箋を添付し、選挙立会人4名全員がその内容確認を行い、決定箋へ確認印を押印した。その後、選挙長が最終決定を行い、決定箋へ決定印を押印した。

3 選挙立会人による開票事務の立会い等について

(1) 選挙立会人に対しては、事前に選挙立会人の主な仕事内容及び注意点を書面により通知したうえで、開票所において市委員会から開票作業の流れ等を説明した。

この際、開票事務従事者の点検や計数を終えて束ねられた全ての投票用紙を、最終点検者として点検するとともに、票の束ごとに添付された決定箋に確認印の押印を求めることについて了解を得た。

(2) 20時30分からの開票作業において、選挙立会人は、まず有効投票と判定された投票用紙の束について、1票ずつ確認したうえで、票の束ごとに添付された決定箋に確認印を押印した。

なお、当委員会が選挙立会人に実施した証人尋問において、回付されてきた票の束の確認にあたり、選挙立会人が疑問に思った票については、質問を選挙長に対して行っていたとの証言があり、選挙立会人により適切な確認がなされていた。

(3) 無効投票と判定された投票用紙について、無効事由ごとに束ねられ、その判定について了解した上で、票の束ごとに添付された決定箋に確認印を押印した。

4 開票の結果について

本件選挙における選挙会は開票事務と併せて行われ、選挙長及び選挙立会人4人全員による選挙録の審査、署名を経て、22時25分に終了した。

本件選挙における選挙録によると、投票総数は16,780票、うち有効投票は16,614票、無効投票は166票であり、申立人の得票数は489票で、最下位当選人のすやま候補は491票であった。

無効投票である166票の内訳は、候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの19票、2人以上の候補者の氏名を記載したもの9票、候補者の氏名のほか、他事を記載したもの7票、候補者の何人を記載したかを確認し難いもの17票、白紙投票55票、単に雑事を記載したもの35票、単に記号、符号を記載したもの24票であった。

第4 当委員会の判断

1 本件選挙における各候補者の有効得票数の算定について

前記第3の1から3の各事実については、当委員会が本件選挙の選挙長1名、開票事務従事者延べ10名（計数係2名、点検係2名、審査係2名、集計係2名、市委員会書記長1名、市委員会書記1名）、選挙立会人3名を対象に実施した証人尋問による証言からその事実が裏付けられており、開票事務従事者による開票事務、選挙立会人による開票事務の立会い、選挙長による最終点検者としての決定は適正に行われ、当選の効力に影響を及ぼす開票事務の誤りはなかったことが認められる。

また、複数の開票事務従事者、選挙長及び選挙立会人4名が全ての投票用紙を確認していることや、申立人の氏名が、最下位当選人はもとより、その他の21人の候補者の氏名と類似していないことから、票の混同等が起きる可能性はなかったものと認められる。

さらに、50票の束と20票の束の厚みが一見して明らかでありかつ、それぞれの係において、必ずダブルチェックによる作業が行われていたことから、50票の束と20票の束の混同が起きる可能性はなかったものと認められる。

加えて、疑問票の判定にあたっては、法第67条及び第79条の規定に基づき、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならないが、本件選挙においては、その都度、選挙長及び選挙立会人4名の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見が食い違うなどの問題が生じなかったことも認められる。

これらの点についても、当委員会が実施した証人尋問による証言からその事実が裏付けられている。

また、市委員会から提出を受けた弁明書などから、開票事務に係る一連の手続は適正に執行されたと認めることが相当であり、有効得票数の算定や無効投票の判定について過誤があると疑うに足る具体的な事実は何ら確認することはできなかった。

なお、証人尋問を行った延べ14名からは、いずれも開票事務において、トラブルなどは発生しておらず、開票作業は円滑に行われ、特に気付いた点や不審な点などはなかった旨の証言が得られている。

したがって、本件選挙の選挙会において、各候補者の得票数の算定の決定が適法に行われたものと認められる。

2 本件選挙における全投票を数え直す必要性について

一般に、当選の効力に関する争訟を審理する選挙管理委員会が、決定に至る過程においていかなる手続を選択するかについては、その合目的裁量に委ねられている（平成17年12月20日仙台高等裁判所判決）ところであり、本件選挙にお

ける全投票の開披調査（以下「開披調査」という。）を実施するか否かについても、当委員会の裁量に委ねられていると解される。

これを踏まえ、当委員会は、申立人から請求のあった開披調査の実施の要否について、次のとおり判断する。

当選の効力を争う争訟は、選挙の効力に関する争訟とは異なり、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人がある選挙における正しい当選人であるかを争うものである。一般的には、選挙会において当選人と定められた者の当選が無効であるとするもの又はそこで落選者と決定された者が当選人であることを主張して選挙会の決定の取消しを求めるもののよう、選挙会の決定の適不適を争うものであるとされている。（昭和23年9月25日最高裁判所第二小法廷判決、昭和25年5月9日最高裁判所第三小法廷判決）

また、当該争訟においていかなる場合に当選が無効とされるかについては、裁判例において、「（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、①当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、②各候補者の有効得票数の算定の違法、③当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）と解されている。

すなわち、本件選挙においては、本件選挙の最下位当選人である、すやま候補の得票数の算定に違法があること（上記②）を主張し、すやま候補の当選が無効であるかどうかを争うものである。

しかし、上記1のとおり、本件選挙における有効無効の判定及び各候補者の得票数の算定は適正かつ適法に行われており、本件選挙の当選人の当選を無効とするに足る具体的な事実は確認できなかった。

したがって、申立人の主張には理由がない。

申立人は、審査申立書、反論書及び口頭意見陳述において、他の都道府県選挙管理委員会の事例や開票作業においてヒューマンエラーによるミスが起り得ることを挙げ、開披調査を求めているが、申立人の主張するところは要するに、申立人の獲得した票が他の候補者の有効投票又は無効投票の中に紛れているのではないかというものである。

しかし、申立人からは、そうした疑念に関する具体的な事実の適示やその主張を裏付ける立証はなかった。

また、申立人は、本件選挙において無効投票が多過ぎることを主張しているが、そのような申立人の主張を裏付ける具体的な事実は確認できず、当該主張の真偽は本件選挙における当選の効力に何ら影響を及ぼすものではない。

このような点を勘案すると、開披調査をする必要性については、申立人の主張に具体的な根拠が認められないことから、当委員会としては、これを実施する合理的理由はないと判断する。

3 結論

よって、申立人の主張はいずれも理由がないことから、これを棄却することとして、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和7年9月25日

長崎県選挙管理委員会

委員長 渡邊 敏則

委員 中島 廣義

委員 渡邊 敏勝

委員 原 章夫

教 示

公職選挙法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、長崎県選挙管理委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所へ訴訟を提起することができる。